

緊急経済支援について

福岡県の緊急事態措置に伴い、現在実施している「月次支援金」と「家賃支援金」を9月分についても実施いたします。

1 中小事業者月次支援金給付事業（9月分）

緊急事態措置により影響を受け売上が減少した事業者に対し、国・県と合わせて、法人最大90万円、個人最大45万円の支援金を給付する。

	休業等を行う飲食店との取引あり、 外出・移動自粛の直接的な影響あり	休業等を行う飲食店との取引なし、 外出・移動自粛の直接的な影響なし
協力金対象飲食店・ 酒類販売事業者 以外	【売上50%以上減】 法人 最大30万円/月（うち、市10万円） 個人 最大15万円/月（うち、市5万円）	【売上50%以上減】 （市単独） 法人 最大20万円/月 個人 最大10万円/月
	【売上30%～50%未満減】 法人 最大20万円/月（うち、市10万円） 個人 最大10万円/月（うち、市5万円）	【売上30%～50%未満減】 （市単独） 法人 最大10万円/月 個人 最大5万円/月
酒類販売事業者	【売上90%以上減】 法人 最大90万円/月（うち、市10万円） 個人 最大45万円/月（うち、市5万円）	/
	【売上70%以上減】 法人 最大70万円/月（うち、市10万円） 個人 最大35万円/月（うち、市5万円）	
	【売上50%以上減】 法人 最大50万円/月（うち、市10万円） 個人 最大25万円/月（うち、市5万円）	
	【売上30%～50%未満減】 法人 最大20万円/月（うち、市10万円） 個人 最大10万円/月（うち、市5万円）	
	【2か月連続売上15%以上30%未満減】 法人 最大10万円/月 個人 最大5万円/月	
事業規模	約7億円	

※申請開始時期については、10月上旬を予定しています。

2 家賃等賃借料支援金給付事業（9月分）

休業等に応じた事業者を支援するため、県と連携し、家賃等賃借料の支援を行う。

内容	詳細
対象	福岡県から休業等の要請が行われる施設 （酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店、喫茶店等）
補助率	8割
補助額	最大40万円（うち、市20万円）
事業規模	約4.5億円

※申請開始時期については、10月上旬を予定しています。

【問い合わせ先】

産業経済局 緊急経済対策室

担当：白石、大庭 TEL：582-2299